

資料 2 排水基準等

1 法第 3 条第 1 項の規定に基づく排水基準（排水基準を定める省令）

(1) 有害物質に係る一律排水基準（省令別表第 1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふつ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきふつ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
備考	
	1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

(注)

- 有害物質に係る排水基準は、全ての特定事業場に係る排水について適用する。
- 「カドミウム及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふつ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、「1, 4-ジオキサン」については、一部の業種において暫定基準が設定されている。

(2) 生活環境項目に係る一律排水基準（省令別表第2）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有）（単位1リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	120（日間平均60）
燐含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）
備考	
<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>	

(注釈)

- 排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定により、岡山県は全域で窒素含有量及び燐含有量についての排水基準が適用される。
- 「亜鉛含有量」、「窒素含有量」及び「燐含有量」については、一部の業種において暫定基準が設定されている。

(3) 暫定排水基準

ア 亜鉛含有量に係る暫定排水基準（平成33年12月10日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	金属鉱業	5
	電気めっき業	
下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）		
備考		
1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		
2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。 $\frac{\sum C_i \times Q_i}{Q}$		
この式において、C _i 、Q _i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。		
C _i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位1リットルにつきミリグラム）		
Q _i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 1日につき立方メートル）		
Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 1日につき立方メートル）		

イ 窒素含有量及び燐含有量に係る暫定排水基準（平成35年9月30日まで適用）

※天然ガス鉱業については平成33年9月30日まで適応

項 目	業 種	許 容 限 度
窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業	160（日間平均150）
	畜産農業	130（日間平均110）
	酸化コバルト製造業	300（日間平均100）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る）	4,100（日間平均3,100）
燐含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	畜産農業	22（日間平均18）
備考		
1 省令別表第2の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する		
2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第2の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。		
3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第2の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。		
4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第2又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大のものを適用する。		
5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場（いわゆる共同処理場）に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第2又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。		

ウ ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準（平成31年6月30日まで適用）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	140
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500	
ふつ素及びその化合物（単位 ふつ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然にゆう出しているもの（掘削によりゆう出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然にゆう出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）	下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	160
	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1,500
	バナジウム化合物製造業	1,650
貴金属製造・再生業	2,900	
備考		
<p>1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりこれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。</p> $\frac{\sum C_i \times Q_i}{Q}$ <p>この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）</p> <p>Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）</p> <p>Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1日につき立方メートル）</p>		

エ 1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準（平成33年5月24日まで適用）

有害物質の種類	業 種	許容限度
1, 4-ジオキサン（単位 1リットルにつきミリグラム）	エチレンオキサイド製造業	3
	エチレングリコール製造業	
<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場（法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>		

オ カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準（平成31年11月30日まで適用）

有害物質の種類	業 種	許容限度
カドミウム及びその化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）	金属鉱業	0.08
<p>備考</p> <p>中欄に掲げる業種に属する特定事業場（法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>		

2 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質使用特定事業場から水を排出するもの（特定地下浸透水を浸透させるものを含む。）は、有害物質を含むものとして省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

有害物質を含むものとして省令で定める要件

有害物の種類（表の左欄）ごとに環境大臣の定める方法（表の中欄）により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

有害物質の種類	検定方法名	備考	有害物質の種類	検定方法名	備考
カドミウム及びその化合物	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム	ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表3に掲げる方法	1リットルにつき0.005ミリグラム
シアン化合物	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム	トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
有機燐りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法	1リットルにつき0.1ミリグラム	テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1リットルにつき0.005ミリグラム
鉛及びその化合物	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあっては規格54の備考3に定める操作を行うものとする。）	1リットルにつき鉛0.005ミリグラム	ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
6価クロム化合物	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は6価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格65の備考5のb）（第1段を除く。）及び規格65.1に定める方法	1リットルにつき6価クロム0.04ミリグラム	4塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
砒素及びその化合物	規格61に定める方法	1リットルにつき砒ひ素0.005ミリグラム	1, 2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法	1リットルにつき0.004ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年2月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	1, 1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法	1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム	1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	シス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム
			1, 1, 1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1リットルにつき0.005ミリグラム
			1, 1, 2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	1リットルにつき0.006ミリグラム

有害物質の種類	検定方法名	備考	有害物質の種類	検定方法名	備考
1, 3-ジクロロプロペン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	1リットルにつき0.0002ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては1リットルにつきアンモニア性窒素0.7ミリグラム、亜硝酸化合物にあっては1リットルにつき亜硝酸性窒素0.2ミリグラム、硝酸化合物にあっては1リットルにつき硝酸性窒素0.2ミリグラム
チウラム	環境基準告示付表4に掲げる方法	1リットルにつき0.0006ミリグラム	塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	1リットルにつき0.0002ミリグラム
シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	1リットルにつき0.0003ミリグラム	1, 4-ジオキサ	環境基準告示付表7に掲げる方法	1リットルにつき0.005ミリグラム
チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグラム			
ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム			
セレン及びその化合物	規格67.2又は67.3に定める方法	1リットルにつきセレン0.002ミリグラム			
ほう素及びその化合物	規格47に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法	1リットルにつきほう素0.2ミリグラム			
ふっ素及びその化合物	規格34に定める方法又は規格34.1C(注(6)第3文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法	1リットルにつきふっ素0.2ミリグラム			

(注) この表の中欄に掲げる検定方法により上欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の下欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

3 県が定める上乘せ排水基準

水濁法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）により、同条第1項の排水基準にかえて適用すべき同項で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準（上乘せ排水基準）を定めている。

検定方法は、排水基準を定める環境省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定により環境大臣が定める方法により検出した検出値による。

なお、表中の「水島海域」「その他海域」「河川等水域」の区分は、以下のとおりである。

「水島海域」	倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
「その他海域」	水島海域以外の海域及び児島湖
「河川等水域」	上記2水域以外の公共用水域

水濁法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）別表（第2条関係）

（昭和49年条例第46号 全部改正、昭和62年条例第16号・平成元年条例第17号・平成2年条例第7号・平成3年条例第4号・平成4年条例第6号・平成5年条例第7号・平成17年条例第50号・平成24年条例第44号 一部改正）

1 最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場で昭和49年7月10日前（共同調理場、弁当仕出屋若しくは弁当製造業又は飲食店（以下「共同調理場等」という。）に係るものにあつては、昭和63年10月1日前）に特定施設を設置しているもの（設置の工事をしているものを含む。以下同じ。）から排出される排水の排水基準

(1) 水島海域に係るもの

特定事業場の区 分	特別業種の区 分	平均排水量の区 分 〔 単 位 〕 立方メートル	生物化学的酸素要求量 〔 単 位 〕 1リットルにつき ミリグラム		化学的酸素要求量 〔 単 位 〕 1リットルにつき ミリグラム		浮遊物質量 〔 単 位 〕 1リットルにつき ミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		フェノール類含有量 〔 単 位 〕 1リットルにつきミリ グラム	シアン化合物含有量 〔 単 位 〕 1リットルにつきミリ グラム		
			日間平均	最 大	日間平均	最 大	日間平均	最 大	鉍油類含有量				最 大	最 大
									日間平均	最 大				
食料品製造業に係るもの		10,000以上			30以下	50	40以下	60			15			
		10,000未満			60以下	80	40以下	60			15			
化学工業に係るもの		100,000以上			10以下	20	30以下	40	1以下	2		0.5	0.5	
		50,000以上 100,000未満			15以下	20	40以下	50	1以下	2		0.5	0.5	
		50,000未満			20以下	25	50以下	60	1以下	2		0.5	0.5	
石油精製業に係るもの		500以上			10以下	15	30以下	40	1以下	2		0.5		
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3				
鉄鋼業に係るもの		500以上			7以下	15	40以下	50	1以下	2			0.5	
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3				
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	洗 瓶 ・ 洗 缶 業				30以下	40	50以下	60						
		500以上			15以下	20	50以下	60	1以下	2				
	500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3					
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		500以上			15以下	20	40以下	50	1以下	2		0.5	0.5	
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3				
廃油処理施設を設置するもの					10以下	20	40以下	50	1以下	2				

し尿処理施設を設置するもの			30以下	50			70以下	90				
---------------	--	--	------	----	--	--	------	----	--	--	--	--

注1 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当しない工場又は事業場については、(3)の表の排水基準を適用する。
 2 化学工業又は石油精製業に係る特定事業場で平均排水量が5,000立方メートル以上のものの鉍油類含有量についての排水基準は、油分の除去について活性汚泥法又はこれと同等以上の効果を有すると認められる処理方法による処理を行うことを条件とするものとする。

(2) その他海域に係るもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 (単位) (立方メートル)	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)			銅含有量 (単位) (1リットルにつきミリグラム)
			〔単位〕 1リットルにつき ミリグラム		〔単位〕 1リットルにつき ミリグラム		〔単位〕 1リットルにつき ミリグラム		鉍油類含有量		動植物油脂類含有量	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	
鉍業に係るもの		500以上			10以下	15	40以下	50				2
		500未満			20以下	30	40以下	50				2
食料品製造業に係るもの	砂糖製造業				25以下	50	40以下	60				
	その他のもの	5,000以上			40以下	60	70以下	90			20	
		5,000未満			100以下	120	70以下	90			20	
木材薬品処理業に係るもの				40以下	60	50以下	70					
紙パルプ製造業に係るもの	繊維板製造業				100以下	130	70以下	90				
	その他のもの				80以下	100	70以下	90				
化学工業に係るもの	合成染料製造業				80以下	100	70以下	90				
	その他のもの	10,000以上			10以下	15	40以下	50				
		5,000以上 10,000未満			25以下	40	60以下	80				
		5,000未満			30以下	50	70以下	90				
繊維工業に係るもの					100以下	120	80以下	100				

窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの					20以下	30	70以下	90				
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	非鉄金属製造業	500以上			10以下	15	40以下	50				
		500未満			20以下	30	40以下	50				
	その他のもの				20以下	30	40以下	50				
洗濯業に係るもの					120以下	160	150以下	200				
写真現像業に係るもの					100以下	120	80以下	100				
自動式車両洗浄施設を設置するもの					40以下	60	50以下	70				
し尿処理施設を設置するもの			30以下	50			70以下	90				
下水道終末処理施設に係るもの			30以下	50			70以下	90				

注 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当しない工場又は事業場については、(3)の表の排水基準を適用する。

(3) 河川等水域に係るもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 (単位) 立方メートル	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)			フェノール含有量	シアン化合物含有量	銅含有量	
			(単位) 1リットルにつき ミリグラム		(単位) 1リットルにつき ミリグラム		(単位) 1リットルにつき ミリグラム		鉍油類含有量		動植物油脂類含有量	(単位) 1リットルにつき ミリグラム	(単位) 1リットルにつき ミリグラム	(単位) 1リットルにつき ミリグラム	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	
鉍業に係るもの		50,000以上	10以下	15	10以下	15	40以下	50							2
		50,000未満	20以下	30	20以下	30	100以下	120							2
畜房施設を設置するもの			90以下	120	120以下	160	120以下	150							

食料品製造業に係るもの	飲料製造業 (清酒製造業を除く)	3,000以上	10以下	20	20以下	40	30以下	40			20		
		500以上 3,000未満	30以下	50	40以下	60	50以下	70			20		
		500未満	40以下	60	50以下	70	50以下	70			20		
	乳製品製造業	3,000以上	15以下	25	20以下	35	30以下	40			20		
		500以上 3,000未満	30以下	50	30以下	50	40以下	60			20		
		500未満	80以下	100	80以下	100	50以下	70			20		
	その他のもの	500以上	80以下	100	80以下	100	50以下	70			20		
500未満		100以下	120	100以下	120	70以下	90			20			
繊維工業に係るもの	染色業	糸染業	500以上	40以下	50	40以下	60	40以下	50				
			500未満	100以下	120	120以下	150	50以下	70				
		その他のもの	5,000以上	30以下	50	40以下	60	40以下	50				
			5,000未満	100以下	120	120以下	150	50以下	70				
	その他のもの		30以下	50	40以下	60	40以下	50					
化学繊維製造業に係るもの	レーヨン製造業		30以下	40	30以下	40	40以下	50					
	アクリル繊維製造業		25以下	35	25以下	35	40以下	50			0.5		
	その他のもの		20以下	35	20以下	35	40以下	50					
木材薬品処理業に係るもの		40以下	60	40以下	60	50以下	70						
紙パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの		100以下	130	150以下	200	90以下	120					
	板紙製造業	8,000以上	50以下	70	70以下	90	60以下	80					
		8,000未満	60以下	80	80以下	100	70以下	90					
	その他のもの		70以下	90	90以下	120	70以下	90					

化学工業に係るもの	無機顔料製造業		10以下	20	10以下	20	50以下	70						
	合成染料製造業		80以下	100	80以下	100	70以下	90						
	その他のもの		30以下	50	30以下	50	50以下	70						
石油精製業に係るもの			80以下	100	80以下	100	70以下	90	2以下	3				
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの			20以下	30	20以下	30	100以下	120						
砂利採取業に係るもの		2,000以上	10以下	20	10以下	20	100以下	120						
		2,000未満	20以下	30	20以下	30	130以下	150						
鉄鋼業に係るもの		1,000以上	10以下	15	10以下	15	40以下	50						
		1,000未満	20以下	30	20以下	30	70以下	90						
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	洗瓶・洗缶業		80以下	100	80以下	100	80以下	100						
	その他のもの	500以上	20以下	30	20以下	30	40以下	50						
		500未満	30以下	40	30以下	40	50以下	60						
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの			35以下	45	35以下	45	40以下	60						
共同調理場又は飲食店に係るもの					40以下	60	70以下	90						
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの					60以下	80	70以下	90						
洗濯業に係るもの			120以下	160	120以下	160	150以下	200						
写真現像業に係るもの			100以下	120	100以下	120	80以下	100						
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの			60以下	80	70以下	90	70以下	90						

廃油処理施設を設置するもの			10以下	20	10以下	20	40以下	50	1以下	2				
自動式車両洗淨施設を設置するもの			40以下	60	40以下	60	50以下	70						
し尿処理施設を設置するもの			30以下	50			70以下	90						
下水道終末処理施設に係るもの	50,000以上		20以下	30			70以下	90						
	50,000未満		30以下	50			70以下	90						

2 最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場で昭和49年7月10日以後（共同調理場等に係るものにあつては、昭和63年10月1日以後）に特定施設を設置するものから排出される排出水の排水基準

特定事業場の 区 分	特別業種の 区 分	平均排水量 の 区 分 (単 位) 立 方 メ ー ト ル)	生物化学的 酸 素 要 求 量		化学的酸素 要 求 量		浮 遊 物 質 量		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)			フェノール 含 有 量	シアン化合 物 含 有 量	銅 含 有 量	
			(単 位) 1リットル に つ っ き ミ リ グ ラ ム		(単 位) 1リットル に つ っ き ミ リ グ ラ ム		(単 位) 1リットル に つ っ き ミ リ グ ラ ム		鉍油類含有量		動植物油脂 類 含 有 量	(単 位) 1リットル に つ っ き ミ リ グ ラ ム	(単 位) 1リットル に つ っ き ミ リ グ ラ ム	(単 位) 1リットル に つ っ き ミ リ グ ラ ム	
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	
鉍業に係るもの		500以上			10以下	15	30以下	40							2
		500未満			20以下	30	40以下	50							2
化学繊維製造業 に係るもの	アクリル 繊維製造業	500以上			10以下	15	30以下	40	1以下	2	5		0.5		
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3	5				
	その 他 の も の	500以上			10以下	15	30以下	40	1以下	2	5				
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3	5				
化学工業に係る もの	無 機 顔 料 製 造 業				10以下	15	30以下	40							
		その 他 の も の	500以上			10以下	15	30以下	40	1以下	2	5	0.5	0.5	
	500未満				20以下	25	40以下	50	1以下	2	5	0.5	0.5		
鉄鋼業に係るもの		500以上			7以下	15	30以下	40	1以下	2	5		0.5		
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3	5				
共同調理場又は飲 食店に係るもの					20以下	30	50以下	70			20				
弁当仕出屋又は 弁当製造業に係 るもの					30以下	40	50以下	70			20				
廃油処理施設を 設置するもの					10以下	15	30以下	40	1以下	2	5				
し尿処理施設を 設置するもの	し尿処理場				30以下	50		70以下	90						
	し尿浄化槽				20以下	30		50以下	70						

下水道終末処理施設に係るもの			20以下	30			70以下	90						
その他の特定事業場(1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。)		500以上			10以下	15	30以下	40	1以下	2	5	0.5	0.5	
		500未満			20以下	30	40以下	50	2以下	3	5			

注1 フェノール類含有量及びシアン化合物含有量についての排水基準（化学繊維製造業に係るもの及び鉄鋼業に係るものに係る排水基準を除く。）は、水島海域に排出される排出水に限って適用する。

2 (1) し尿処理場とは、し尿処理施設のうち、し尿浄化槽以外のものをいう。
(2) し尿浄化槽とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に定めるものをいう。

3 化学工業又は石油精製業に係る特定事業場で平均排水量が5,000立方メートル以上のものから水島海域に排出される排出水の鉱油類含有量についての排水基準は、油分の除去について活性汚泥法又はこれと同等以上の効果を有すると認められる処理を行うことを条件とするものとする。

3 最大排水量が50立方メートル未満の工場又は事業場で特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）第14条の規定により水質汚濁防止法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を含む。以下同じ。）を設置するものから排出される排水水の排水基準

(1) 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域に係るもの

ア 平成4年4月1日前に特定施設を設置しているもの

特定事業場の 区分	特別業種の 区分	平均排水量 の区分 〔単位〕 〔立方メートル〕	水素イオン 濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(単位 1リットル につきミリグラム)	
				〔単位〕 〔1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位〕 〔1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位〕 〔1リットルにつき ミリグラム〕		鉍油類 含有量	動植物油脂 類含有量
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
鉱業に係るもの			5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
畜房施設を設置するもの		20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	養豚業 〔豚房面積が300 平方メートル未満 のものを除く。〕	20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30
食料品製造業に係るもの	動物系飼料又は 有機質肥料製造業		5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	動植物油脂製造業		5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	その他のもの	20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
繊維工業に係るもの			5.8以上 8.6以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30
紙パルプ製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30
化学工業に係るもの	脂肪酸製造業		5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	ピクリン酸製造業		5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	その他のもの	20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30

石油精製業に係るもの			5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの			5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
共同調理場又は飲食店に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	90以下	160	90以下	160	150以下	200	5	30
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの			5.8以上 8.6以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30
自動式車両洗浄施設を設置するもの			5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
し尿処理施設を設置するもの			5.8以上 8.6以下	30以下	50			70以下	90	5	30
旅館業又は病院に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	90以下	160	90以下	160	150以下	200	5	30
その他の業種に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
その他の特定事業場 (1の(3)の表に規定する 特定事業場に限る。)		20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30

イ 平成4年4月1日以後に特定施設を設置するもの

特定事業場の 区分	特別業種の 区分	平均排水量 の区分 〔単位〕 〔立方メートル〕	水素イオン 濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(単位 1リット ルにつきミリグラム)	
				〔単位〕 〔1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位〕 〔1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位〕 〔1リットルにつき ミリグラム〕		鉍油類 含有量	動植物油 類含有量
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
鉱業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			20以下	30	100以下	120	5	30
		20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
畜房施設を設置するもの		20以上	5.8以上 8.6以下	90以下	120	120以下	160	150以下	200	5	30
	養豚業 〔豚房面積が300 平方メートル未満 のものを除く。〕	20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30
食料品製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	100以下	120	100以下	120	70以下	90	5	20
	動物系飼料又は 有機質肥料製造業	20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	動植物油脂製造業	20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
繊維工業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	100以下	120	120以下	150	80以下	100	5	30
		20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30
化学繊維製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			30以下	40	40以下	50	5	30
木材薬品処理業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			40以下	60	50以下	70	5	30
紙パルプ製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	100以下	130	150以下	200	90以下	120	5	30

化学工業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			30以下	50	70以下	90	5	30
	脂肪酸製造業	20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	ピクリン酸製造業	20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
石油精製業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	80以下	100	80以下	100	70以下	90	3	30
		20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			20以下	30	100以下	120	5	30
		20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
砂利採取業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			20以下	30	130以下	150	5	30
鉄鋼業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			20以下	30	70以下	90	5	30
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			30以下	40	50以下	60	5	30
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			35以下	45	40以下	60	5	30
共同調理場又は飲食店に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			40以下	60	70以下	90	5	30
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			60以下	80	70以下	90	5	30
洗濯業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
写真現像業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下	100以下	120	100以下	120	80以下	100	5	30
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			70以下	90	70以下	90	5	30
		20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30

廃油処理施設を設置するもの		20以上	5.8以上 8.6以下			10以下	20	40以下	50	2	30
自動式車両洗浄施設を設置するもの		20以上	5.8以上 8.6以下			40以下	60	50以下	70	5	30
		20未満	5.8以上 8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
し尿処理施設を設置するもの			5.8以上 8.6以下	30以下	50			70以下	90	5	20
下水道終末処理施設に係るもの			5.8以上 8.6以下	30以下	50			70以下	90	5	30
旅館業又は病院に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			40以下	60	70以下	90	5	30
その他の業種に係るもの		20以上	5.8以上 8.6以下			30以下	50	50以下	70	5	30

(2) 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域以外の地域に係るもの

特定事業場の 区分	特別業種の 区分	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的 酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		化学的酸素 要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		浮遊物質量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(単位 1リットル につきミリグラム)	
		河川湖沼	海 域	日間平均	最 大	日間平均	最 大	日間平均	最 大	鉍油類 含有量	動植物油脂 類含有量
										最 大	最 大
鉍業に係るもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200		
畜房施設を設置するもの	養豚業 (豚房面積が300 平方メートル未満 のものを除く。)	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200		
食料品製造業に係るもの	動物系飼料又は 有機質肥料製造業	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200		30
	動植物油脂製造業	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200		30
繊維工業に係るもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200	5	30

化学工業に係るもの	脂肪酸製造業	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
	ピクリン酸製造業	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200		
石油精製業に係るもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200		
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	150以下	200	150以下	200		30
自動式車両洗浄施設を設置するもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	
し尿処理施設を設置するもの		5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	30以下	50			70以下	90		

注 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、河川等水域に排出される排出水に限って適用する。

4 みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置する工場又は事業場から排出される排出水の排水基準

(1) 昭和49年10月1日前にみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置しているもの

特定事業場の 区分	平均排水量の 区分 〔単位 立方メートル〕	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的 酸素要求量 〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕	浮遊物質量 〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(単位 1リット ルにつきミリグラム)	
							鉛油類 含有量	動植物油脂 類含有量
		河川湖沼	海 域	日 間 平 均	日間平均	最 大	最 大	最 大
みなし指定地域特定施設で あるし尿浄化槽を設置する もの	50以上			90以下				
	50未満	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	90以下	150以下		5	30

(2) 昭和49年10月1日以後にみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの

特定事業場の 区分	平均排水量の 区分 〔単位 立方メートル〕	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的 酸素要求量 〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕	浮遊物質量 〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕		ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(単位 1リット ルにつきミリグラム)	
							鉛油類 含有量	動植物油脂 類含有量
		河川湖沼	海 域	日 間 平 均	日間平均	最 大	最 大	最 大
みなし指定地域特定施設で あるし尿浄化槽を設置する もの	50以上			60以下	90以下	120		20
	50未満	5.8以上 8.6以下	5.0以上 9.0以下	60以下	90以下	120	5	20

- 5 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内の工場又は事業場（最大排水量が50立方メートル以上のものに限る。）から排出される排出水の排水基準
 (1) 昭和62年4月1日前に特定施設を設置しているもの

特定事業場の 区分	平均排水量の 区分 〔単位 立方メートル〕	化学的酸素要求量		浮遊物質質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位 1リットルにつきミリグラム〕		
		〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕		鉍油類含有量		動植物油脂 類含有量
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大
旅館業及び病院に係るもの		40以下	60	70以下	90			
その他の業種に係るもの		30以下	50	50以下	70			

- (2) 昭和62年4月1日以後に特定施設を設置するもの

特定事業場の 区分	平均排水量の 区分 〔単位 立方メートル〕	化学的酸素要求量		浮遊物質質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位 1リットルにつきミリグラム〕		
		〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕		〔単位 1リットルにつき ミリグラム〕		鉍油類含有量		動植物油脂 類含有量
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大
旅館業及び病院に係るもの		20以下	30	50以下	70			
その他の業種に係るもの	500以上	10以下	15	30以下	40	1以下	2	5
	500未満	20以下	30	40以下	50	2以下	3	5

6 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内の工場又は事業場（し尿処理施設又はみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置しない工場又は事業場にあつては、平均排水量が20立方メートル以上又は最大排水量が50立方メートル以上のものに限る。）から排出される排出水の排水基準

(1) 平成5年4月1日前に特定施設を設置しているもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 (単位 立方メートル)		窒素含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		りん含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	
				日間平均	最大	日間平均	最大
紙パルプ製造業に係るもの	500未満	500以上		7.5以下	15	1.5以下	3
		最大排水量50以上		10以下	20	2以下	4
		最大排水量50未満		15以下	30	3以下	6
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	500未満	500以上		15以下	30	1.5以下	3
		最大排水量50以上		20以下	40	2以下	4
		最大排水量50未満		25以下	50	3以下	6
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場			15以下	30	2以下	4
	飲食店			30以下	60	3.5以下	7
自動式車両洗浄施設を設置するもの	500未満	500以上		7.5以下	15	1以下	2
		最大排水量50以上		10以下	20	1.5以下	3
		最大排水量50未満		15以下	30	2以下	4
し尿処理施設を設置するもの	し尿処理場			20以下	40	2以下	4
	し尿浄化槽			25以下	50	3以下	6
下水道終末処理施設に係るもの				20以下	40	2以下	4
旅館業又は病院に係るもの				30以下	60	3.5以下	7
みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	し尿を単独に処理するもの			50以下	100	5以下	10
	その他のもの			30以下	60	3.5以下	7
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業			5以下	10	0.5以下	1
	自動車分解整備事業	500以上		7.5以下	15	1以下	2
		500未満	最大排水量50以上		10以下	20	1.5以下
最大排水量50未満			15以下	30	2以下	4	

	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業		30以下	60	3.5以下	7	
	その他のもの	500以上	10以下	20	1.5以下	3	
		500未満	最大排水量50以上	15以下	30	2以下	4
			最大排水量50未満	20以下	40	3.5以下	7
その他の特定事業場（1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。）		500以上	10以下	20	1.5以下	3	
		500未満	最大排水量50以上	15以下	30	2以下	4
			最大排水量50未満	20以下	40	3.5以下	7

注1 し尿処理場とは、し尿処理施設のうち、し尿浄化槽以外のものをいう。
注2 し尿浄化槽とは、建築基準法第31条第2項に定めるものをいう。

(2) 平成5年4月1日以後に特定施設を設置するもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 (単位 立方メートル)	窒素含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		りん含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
紙パルプ製造業に係るもの		500以上	5以下	10	0.5以下	1	
		500未満	最大排水量50以上	7.5以下	15	1以下	2
			最大排水量50未満	10以下	20	2以下	4
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		500以上	5以下	10	0.5以下	1	
		500未満	最大排水量50以上	15以下	30	1以下	2
			最大排水量50未満	20以下	40	2以下	4
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場		10以下	20	1以下	2	
	飲食店		15以下	30	2以下	4	
自動式車両洗浄施設を設置するもの		500以上	5以下	10	0.5以下	1	
		500未満	最大排水量50以上	7.5以下	15	1以下	2
			最大排水量50未満	10以下	20	1.5以下	3

し尿処理施設を設置するもの	し尿処理場		10以下	20	1以下	2	
	し尿浄化槽		10以下	20	1.5以下	3	
下水道終末処理施設に係るもの			10以下	20	1以下	2	
旅館業又は病院に係るもの			15以下	30	2以下	4	
みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの			15以下	30	2以下	4	
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業		5以下	10	0.5以下	1	
	自動車分解整備事業	500以上	5以下	10	0.5以下	1	
		500未満	最大排水量50以上	7.5以下	15	1以下	2
			最大排水量50未満	10以下	20	1.5以下	3
	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業		15以下	30	2以下	4	
	その他のもの	500以上	5以下	10	0.5以下	1	
		500未満	最大排水量50以上	10以下	20	1以下	2
			最大排水量50未満	15以下	30	2以下	4
その他の特定事業場（1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。）	500以上	5以下	10	0.5以下	1		
	500未満	最大排水量50以上	10以下	20	1以下	2	
		最大排水量50未満	15以下	30	2以下	4	
注1 し尿処理場とは、し尿処理施設のうち、し尿浄化槽以外のものをいう。 注2 し尿浄化槽とは、建築基準法第31条第2項に定めるものをいう。							

備考

1 この表において次の表の左欄に掲げる特定事業場は、それぞれ当該右欄に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

特定事業場の区分	特定施設
鉱業に係るもの	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第1号に掲げる施設
畜房施設を設置するもの	令別表第1第1号の2に掲げる施設
食料品製造業に係るもの	令別表第1第2号から第18号までのいずれかに掲げる施設
繊維工業に係るもの	令別表第1第19号又は第20号に掲げる施設
化学繊維製造業に係るもの	令別表第1第21号に掲げる施設
木材薬品処理業に係るもの	令別表第1第22号に掲げる施設
紙パルプ製造業に係るもの	令別表第1第23号に掲げる施設
化学工業に係るもの	令別表第1第24号から第50号までのいずれかに掲げる施設
石油精製業に係るもの	令別表第1第51号に掲げる施設
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの	令別表第1第53号から第59号までのいずれかに掲げる施設
砂利採取業に係るもの	令別表第1第60号に掲げる施設
鉄鋼業に係るもの	令別表第1第61号に掲げる施設
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	令別表第1第62号、第63号、第65号又は第66号に掲げる施設
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	令別表第1第64号に掲げる施設
共同調理場又は飲食店に係るもの	令別表第1第66号の4又は第66号の6から第66号の8までのいずれかに掲げる施設
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	令別表第1第66号の5に掲げる施設
洗濯業に係るもの	令別表第1第67号に掲げる施設
写真現像業に係るもの	令別表第1第68号に掲げる施設
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	令別表第1第69号に掲げる施設
廃油処理施設を設置するもの	令別表第1第70号に掲げる施設
自動式車両洗淨施設を設置するもの	令別表第1第71号に掲げる施設
し尿処理施設を設置するもの	令別表第1第72号に掲げる施設

下水道終末処理施設に係るもの	令別表第1第73号に掲げる施設
旅館業又は病院に係るもの	令別表第1第66号の3若しくは第68号の2又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第1号に掲げる施設
みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2又は湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げる施設
その他の業種に係るもの	令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4までのいずれか、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までのいずれかに掲げる施設

- 2 この表において「最大排水量」とは、工場又は事業場から排出される排出水の1日当たりの最大量をいう。
- 3 この表において「平均排水量」とは、工場又は事業場から通常排出される排出水の1日当たりの量をいう。
- 4 この表において「日間平均」とは、1日の排出水の平均的な汚染状態をいう。
- 5 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場において、それぞれの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。ただし、窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準以外の排水基準については、該当する特定事業場のうちし尿処理施設又はみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するものが含まれており、かつ、当該施設以外の特定施設を設置するものが含まれているときは、し尿処理施設又はみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するものに係る排水基準以外の排水基準（上乘せ排水基準が定められているものに限る。）を適用し、当該排水基準が2以上ある場合においては、最小の許容限度のものを適用する。
- 6 この表の特別業種の区分欄に掲げる事業でこの表の特定事業場の区分欄に掲げる同一の特定事業場に属するものを2以上行っている工場又は事業場において、それぞれの事業につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、最大の許容限度のものを適用する。
- 7 この表の排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場で令別表第1第74号に掲げる施設を設置するもの（以下「処理事業場」という。）が排出する排出水については、処理事業場が当該工場又は事業場の属する特定事業場の区分又は特別業種の区分に該当するものとみなして適用する。この場合において、処理事業場が2以上の特定事業場の区分に該当するときは第5項の規定を、処理事業場が同一の特定事業場の区分に属する特別業種の区分の2以上のものに該当するときは前項の規定を準用する。
- 8 昭和49年7月10日の前日において特定事業場であつた工場又は事業場内に同日以後特定施設が設置された場合において、当該特定施設設置後の最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場については、1の表の排水基準を適用する。
- 9 昭和49年7月10日の前日において特定事業場であつた工場又は事業場が同日以後県内において移転した場合で、移転後の最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場については、1の表の排水基準を適用する。